

羽生市立羽生東小学校 P T A 会 則 草 案

第 1 章 名 称

(名称)

第 1 条 本会は、羽生市立羽生東小学校 P T A と称し、事務所を羽生市立羽生東小学校（以下「羽生東小学校」という。）内に置く。

第 2 章 目 的

(目的)

第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力して、学校、家庭及び地域社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第 3 章 方 針

(方針)

第 3 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 特定の政党宗派に偏る行為、営利のみを目的とする行為は行わない。
- (2) 本会又は本会役員の名で、いかなる営利企業も支持せず、また、公職選挙の候補者等の推薦も行わない。
- (3) 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体・機関の支配や干渉を受けない。
- (4) 児童の福祉増進のため活動する他の団体及び機関と協力する。
- (5) 教育行政に干渉しない。

第 4 章 活動及び事業

(活動及び事業)

第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため、次の活動及び事業を実施する。

- (1) 保護者と教職員の懇談及び協議に関すること。
- (2) 児童の福祉の増進及び学力向上のための施策に関すること。
- (3) 児童の生活環境の整備に関すること。
- (4) 児童活動の援助及び促進に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

第 5 章 会 員

(会員)

第 5 条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 羽生東小学校に在籍する児童の保護者
- (2) 羽生東小学校に勤務する教職員

(賛助会員)

2 前項の会員のほか、本会の趣旨に賛同する地域住民を賛助会員とする。

(会員の権利義務)

第6条 本会の会員は、全て平等の権利と義務を有する。ただし、賛助会員は、役員となることはできない。

第7条 本会の会員は、第3条の方針に従って活動する義務を有する。

第6章 役員

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 地区会長 3名
- (3) 副会長 6名
- (4) 地区理事 13名
- (5) 学級代表 12名 (1学年2名)
- (6) 会計監査 2名
- (7) 顧問 1名

2 地区会長、副会長及び地区理事の人数の内訳は、次のとおりとする。

	井泉地区	三田ヶ谷地区	村君地区
地区会長	1名	1名	1名
副会長	3名	2名	1名
地区理事	7名	4名	2名

(役員の任期)

第9条 各役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の選出)

第10条 各役員の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び地区会長は、理事会が推薦し、総会の承認を得る。
- (2) 副会長は、理事会で承認を得た上で、会長が委嘱する。
- (3) 地区理事は、会員の互選により選出する。
- (4) 学級代表は、学級ごとに委員の互選により選出する。
- (5) 会計監査は、理事会で選出する。
- (6) 顧問は、会長及び理事会が推薦し、総会の承認を得る。

第7章 役員の任務

(役員の任務)

第11条 会長の任務は、次のとおりとする。

- (1) 本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 総会、理事会を招集し、その議長となる。
- (3) 理事会の承認を得て、地区会長を委託する。

第12条 地区会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。この場合において、代行者は、地区会長の中から互選によって選出する。

第13条 副会長は、総会の決定に基づく活動方針を執行する。

2 副会長は、地区会長を補佐し、地区会長に事故あるときはその職務を代行する。この場合において、代行者は、副会長の中から互選によって選出する。

第14条 地区理事は、副会長とともに会務を審議執行する。

第15条 学級委員は、学年、学級懇談会等において、それぞれの長として運営に当たり、児童の教育上の問題等について、担任の教職員と研究、協議し、会員相互の連絡調整、意見集約を行う。

第16条 会計監査は、会務、会計を監査する。

第17条 顧問は、会長の諮問に応じ、総会又は理事会に出席し、運営上必要な意見を述べることができる。

第8章 総会

(総会の会議)

第18条 総会は、本会の全会員をもって構成される最高議決機関であり、会長が招集する。

2 総会は、会員の5分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

3 総会は、原則として会議を開き決議するが、災害等の緊急事態により会議を開くことができないときは、理事会で定める方法により書面決議をもって総会に代えることができる。

(定期総会)

第19条 定期総会は、毎年度1回開催し、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業報告及び決算の承認
- (2) 事業計画及び予算の決定及び変更
- (3) 役員の承認
- (4) 会則の決定及び変更
- (5) その他本会の運営に関し必要となる重要事項

(臨時総会)

第20条 臨時総会は、理事会が必要と認めた場合又は会員の10分の1以上の要求があった場合に開催する。

第9章 理事会

(理事会)

第21条 理事会は、本会の役員で構成され、会長が必要と認めたときに招集する。ただし、構成員の4分の1以上の要求があった場合には、会長は、

理事会を招集しなければならない。

2 理事会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

3 理事会は、次の事項を調査、審議する。

(1) 総会に提出すべき事項

(2) 学年、学級会に提案すべき事項

(3) 役員の選出、承認又は推薦に関する事項

(4) その他本会の運営に関し必要となる重要事項

4 理事会は、必要に応じ、羽生東小学校の教職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

第10章 事業年度及び会計

(事業年度)

第22条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌3月31日までとする。

(本会の経費)

第23条 本会の活動に要する経費は、会費、寄附金及びその他の収入によって支弁する。

(会費)

第24条 会費は、一世帯当たり月500円とする。ただし、必要に応じ臨時に徴収することができるものとする。

2 賛助会員の会費は、任意とする。

(会計)

第25条 本会の会計は、羽生東小学校の教職員をもって充てる。

2 会計の任務は、予算に基づいて会計事務を処理し、財産を管理する。

第11章 会務

(会務)

第26条 本会の会務は、次に掲げるもののほか、羽生東小学校からの要望に基づき、必要と認める活動を行う。

(1) 交通安全母の会

(2) 人権研修関係

(3) 資源回収

第12章 個人情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

第27条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得、利用及び管理については、個人情報取扱規則を定め、適正に運用するものとする。

第13章 その他

(会則の改廃)

第28条 本会則は、理事会の承認を得た上で、総会の議決により改正し、又は廃止することができる。

(その他)

第29条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和 年 月 日から施行する。

(役員任期の特例)

2 この会則の施行日以降における最初の役員任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、1年とする。

羽生市立羽生東小学校PTA 慶弔規程

羽生市立羽生東小学校PTAにおける慶弔に関する規程を次のとおり定める。

1 PTA会員に関して

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 死亡（配偶者含む。） | 香典 5,000円＋花輪 |
| (2) 火災等の被害 | 見舞 5,000円 |

2 児童に関して

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 死亡 | 香典 5,000円＋花輪 |
| (2) 入院（7日以上） | 見舞 5,000円 |

3 役職員（教職員・校医・理事会役員）

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 出産・結婚 | お祝い 5,000円 |
| (2) 火災等の被害 | 見舞 5,000円 |
| (3) 死亡 | 香典 5,000円＋花輪
配偶者・家族（同居のみ）を含む。
役職員の実父母は家族として扱う。 |
| (4) 入院（配偶者含む。）（7日以上） | 見舞 5,000円 |

※各学級のことに関しては、学級委員に一任する。

4 歴代PTA会長の葬儀には花輪一献供（学校とPTA連名）

なお、本規程は、必要により理事会において改定できるものとする。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から適用する。

(案)

羽生市立羽生東小学校 P T A 個人情報取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、羽生市立羽生東小学校 P T A が保有する個人情報の適正な取扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本 P T A は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(定義)

第3条 本規程において、「個人情報」とは、本 P T A 会員の氏名、住所、電話番号とする。

(利用)

第4条 本 P T A が取得し、保有する個人情報は、次の目的のために利用することができる。

- (1) 本 P T A 運営のための連絡
- (2) P T A 活動に関する案内その他資料等の送付
- (3) 会員名簿、緊急連絡簿、役員名簿、P T A 事業等の出席名簿の作成
- (4) 会費納入に係る手続及び管理
- (5) P T A 役員等の選考に係る資料作成
- (6) P T A が加入する保険手続に必要な事項
- (7) 表彰に関する事項

(管理)

第5条 本 P T A の個人情報は、会長又は会長が指定する役員及び学校長が指定する教職員が適正に管理する。

(第三者提供の制限)

第6条 本 P T A の個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のため必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のため必要がある場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

附 則

本規程は、令和 年 月 日から施行する。